

支部事業計画 KPI比較表

基盤的保険者機能関係

項目	KPI	令和7年度	令和6年度
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100.0%	100.0% (令和6年11月末 100%)
	②サービススタンダードの平均所要日数	7日以内	－
	③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下	－
効果的なレセプト内容点検の推進	①協会のレセプト点検の査定率(※) (※)査定率＝レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額	対前年度以上	0.135% (令和6年9月末 0.114%)
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	6,203円 (令和6年9月末 6,304円)
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	②返納金債権(診療報酬返還金(不当)を除く。)の回収率	対前年度以上	77.39% (令和6年10月末 79.78%)

戦略的保険者機能関係

特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率	65.0%	62.8% (令和6年9月末 28.8%)
	② 事業者健診データ取得率	9.3%	9.4% (令和6年10月末 4.1%)
	③ 被扶養者の特定健診実施率	28.2%	28.2% (令和6年9月末 9.1%)
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	29.4%	27.3% (令和6年10月末 13.5%)
	②被扶養者の特定保健指導の実施率	16.4%	6.6% (令和6年10月末 6.7%)
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする (※)胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	対前年度以上	32.1% (令和6年9月末 30.8%)
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数(※) ※標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言の更新が見込まれる事業所数	2,500事業所	2,460事業所 (令和6年11月末2,350事業所)
ジェネリック医薬品の使用促進	年度末時点のジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※) ※医科、DPC、歯科、調剤	対前年度末以上	85.0% (令和6年8月末 86.1%)
バイオシミラー使用促進事業	バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者へ働きかけを実施する	医療機関や関係者への働きかけの実施	－
SNS(LINE公式アカウント)による情報発信	LINE公式アカウントを運用した毎月情報発信	毎月の情報発信	－
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	72.3%	72.2% (令和6年11月末 71.9%)
	健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上	2,817事業所 (令和6年11月末 2,813事業所)

組織・運営体制関係

費用対効果を踏まえたコスト削減	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下	15%以下 (令和6年11月末 40%)
-----------------	---------------------	-------	-------------------------

令和7年度 支部事業計画 KPI

別紙2「令和7年度KPI設定に当たっての留意事項」のほか、本シートの「令和7年度 協会事業計画【KPI】」並びに「設定に当たっての考え方等」を踏まえ、「令和7年度 支部事業計画【KPI】」について設定していただきます。
具体的には、支部ごとに設定する各目標率「〇〇.〇%」の部分のみ、「支部設定KPI登録シート(提出様式)」に記載し登録してください。その他、全支部一律に設定するKPI等については、ご確認ください。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

令和7年度 協会事業計画【KPI】	令和7年度 支部事業計画【KPI】	設定に当たっての考え方等	本部 問合せ先 担当者
健全な財政運営 ※KPIの設定なし	健全な財政運営 ※KPIの設定なし		
業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ※KPIの設定なし	業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ※KPIの設定なし		
サービス水準の向上 【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を100%とする（※） （※）サービススタンダードの達成状況については、令和5年の決定件数が年間200万件を超える規模であることを踏まえ、KPI実績は、小数点第3位を四捨五入して評価する。 ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	サービス水準の向上 【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定 ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ※全支部一律に設定 ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする ※全支部一律に設定	(協会全体のKPIの考え方) ・サービススタンダードは10日間としているが、平均所要日数は7日を下回っている状況である。よって、引き続き100%達成という目標に加え、所要日数を維持することを目標とする。 ・郵送化の推進は、支部窓口で申請しなくとも郵送できることを広報し、お客様サービスの向上を図ってきたものである。令和8年1月から電子申請による受付も開始することから、来訪によらず手続きを行った者のトータルの指標として、窓口受付の率をKPIとして設定し、対前年度以下とすることを目標とする。 (支部ごとのKPIの考え方) ・全支部サービススタンダード100%を目標とし、平均所要日数7日以内を維持することで、協会事業計画のKPIを達成する。 ・全支部が電子申請を含む郵送化率を対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。	業務第1G 橋本(SS)、藤岡(窓口受付率) Tel. 03-6680-8577
現金給付等の適正化の推進 ※KPIの設定なし	現金給付等の適正化の推進 ※KPIの設定なし		

レセプト点検の精度向上 【KPI】 ①協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	レセプト点検の精度向上 【KPI】 ①協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ※全支部一律に設定 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする ※全支部一律に設定	①② （協会全体のKPIの考え方） ・社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が適正なレセプトを作成できるよう、コンピュータチェックルールの公開範囲の拡大等を行っている。また、ICTを活用し、審査業務の効率化・高度化を図っている。厳しい状況ではあるが、不適切な請求を防止するためには引き続き実績を高めていく必要があることから、対前年度以上を目標値とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・全支部が対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。	業務第2G 中野 Tel. 03-6680-8577
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 【KPI】 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 【KPI】 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	（協会全体のKPIの考え方） ・返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービスの拡充により、当該債権回収額に占める保険者間調整による債権回収額の割合が減少しているところであり、回収率を上昇させることは困難であるものの、債権回収業務は保険者の責務であるため、対前年度以上を目標とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・全支部が対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。	業務第2G 北川 Tel. 03-6680-8577
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ※KPIの設定なし	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ※KPIの設定なし		

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

令和7年度 協会事業計画【KPI】	令和7年度 支部事業計画【KPI】	設定に当たっての考え方等	本部 問合せ先 担当者
本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ※KPIの設定なし	本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ※KPIの設定なし		
外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ※KPIの設定なし	外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ※KPIの設定なし		
好事例の横展開 ※KPIの設定なし	好事例の横展開 ※KPIの設定なし		
保健事業の一層の推進 ※KPIの設定なし	保健事業の一層の推進 ※KPIの設定なし		
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【KPI】 ①健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ②生活習慣病予防健診実施率を63.5%以上とする ③事業者健診データ取得率を9.0%以上とする ④被扶養者の特定健診実施率を31.6%以上とする	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【KPI】 ①健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ※KPIの設定なし ②生活習慣病予防健診実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定 ③事業者健診データ取得率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定 ④被扶養者の特定健診実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	（協会全体のKPIの考え方） ・国が示す協会の令和11年度実施率70%を目標値とした第4期特定健康診査等実施計画に基づき、着実に実施者数を積み上げるとともに、当該計画の2年目（令和7年度）の目標値をKPIとする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・支部ごとに実施率に乖離があることから、支部の実績等に鑑み本部が個別に示すKPIを踏まえ、支部がKPIを設定する。	保健第1G 尾花、藤原 保健企画G 小畑 Tel 03-6680-8853
特定保健指導実施率及び質の向上【KPI】 ①特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ②被保険者の特定保健指導実施率を24.3%以上とする ③被扶養者の特定保健指導実施率を19.4%以上とする	特定保健指導実施率及び質の向上【KPI】 ①特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ※KPIの設定なし ②被保険者の特定保健指導実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定 ③被扶養者の特定保健指導実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	（協会全体のKPIの考え方） ・国が示す協会の令和11年度実施率35%を目標値とした第4期特定健康診査等実施計画に基づき、着実に実績評価者数を積み上げるとともに、当該計画の2年目（令和7年度）の目標値をKPIとする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・支部ごとに実施率に乖離があることから、支部の実績等に鑑み本部が個別に示すKPIを踏まえ、支部がKPIを設定する。	保健第2G 佐竹、浅野 保健企画G 小畑 Tel 03-6680-8853

重症化予防対策の推進 【KPI】 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする （※）胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	重症化予防対策の推進 【KPI】 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする （※）胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く ※全支部一律に設定	（協会全体のKPIの考え方） ・受診勧奨対象者の約6割が新たに対象となる者であり、受診率の積み上げが見込みづらいこと及び令和4年10月に開始したLDLコレステロール値に着目した受診勧奨によるKPIの推移が不明確であるため、第6期保険者機能強化アクションプランのKPI（令和8年度末）を対前年度以上と設定している。このため、2年目に当たる令和7年度のKPIは、引き続き協会全体として受診率の向上を図る観点から、令和6年度と同様に対前年度以上とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・全支部が対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。	保健第2G 佐竹、岩部、浅野 保健企画G 小畑 Tel 03-6680-8853
コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を106,000事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を〇,〇〇〇事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 ※支部ごとに設定	（協会全体のKPIの考え方） ・協会全体のKPIについては、健康宣言事業所数の伸びが鈍化している状況及び健康宣言の標準化に向けた取組に注力することを踏まえ、第6期保険者機能強化アクションプランのKPI（令和8年度末）を110,000事業所以上と設定していることから、2年目に当たる令和7年度は106,000事業所以上とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・健康宣言事業所数に支部ごとに乖離があることから、支部の実績等に鑑み本部が個別に示すKPIを踏まえ、支部がKPIを設定する。	保健第1G 尾花、藤原 保健企画G 小畑 Tel 03-6680-8853
医療資源の適正使用 【KPI】 ①医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 （※1）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ②バイオシミラーに80%（※2）以上置き換わった成分数が全体の成分数の21%（※3）以上とする （※2）数量ベース（※3）成分数ベース ③全支部で、2024年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ④医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※1）を対前年度以上とする。	医療資源の適正使用 【KPI】 ①医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 （※1）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ※支部ごとに設定 ②バイオシミラーに80%（※2）以上置き換わった成分数が全体の成分数の21%（※3）以上とする （※2）数量ベース（※3）成分数ベース ※KPIの設定なし ③バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ※全支部一律に設定 ④医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※1）を対前年度以上とする。 ※KPIの設定なし	① （協会全体のKPIの考え方） ・協会全体のKPIについては、第四期医療費適正化基本方針の目標値及び国の後発医薬品にかかる新目標（全ての都道府県で80%以上とする主目標）を参考とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・令和6年6月診療分の使用割合（※1）が80%を達成している支部は「〇〇.〇%以上」を「対前年度末以上」で設定すること。 ・令和6年6月診療分の使用割合が80%を達成していない支部については「80.0%以上」で設定すること。 （※1）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ② （協会全体のKPIの考え方） ・第四期医療費適正化基本方針の目標値及び国の後発医薬品にかかる新目標（バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標）を参考に、第6期アクションプランの目標値である25%以上（5成分／19成分）に向けて、令和6年度は21%以上（4成分／19成分）とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・KPIの設定なし ③ （協会全体のKPIの考え方） ・2024年度パイロット事業で実施したバイオシミラー使用促進事業について全国展開するとともに、パイロット事業の実施状況を踏まえ、医療機関や都道府県、医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等の関係者への働きかけを行う。 （支部ごとのKPIの考え方） ・2024年度パイロット事業の取り組みを踏まえ、医療機関や都道府県、医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等関係者への協力依頼等の働きかけを実施する。 ※2024年度パイロット事業の詳細については別途お知らせします。 ④ （協会全体のKPIの考え方） ・令和6年3月時点のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）54.5%を基準とし、対前年比以上とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・KPIの設定なし	企画G 酒井、宇津木、岡村 Tel 03-6680-8399

地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ※KPIの設定なし	地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ※KPIの設定なし		
インセンティブ制度の実施及び検証 ※KPIの設定なし	インセンティブ制度の実施及び検証 ※KPIの設定なし		
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ①ホームページアクセス数を1億3,700万以上とする ②全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ③全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ①ホームページアクセス数を1億3,700万以上とする ※KPIの設定なし ②SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ※全支部一律に設定 ③－1 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定 ③－2 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする ※全支部一律に設定	① （協会全体のKPIの考え方） ・協会全体のKPIについては、第6期保険者機能強化アクションプランのKPI（令和8年度末）を1億4,200万以上と設定していることから、2年目に当たる令和7年度は1億3,700万以上とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ・KPIの設定なし ② （協会全体のKPIの考え方） ・第6期保険者機能強化アクションプランにおいて、SNSの積極的な活用を図ることとしている。令和6年11月より全支部でSNS（LINE公式アカウント）の運用を開始したことから、新たにKPIを設定する。 （支部ごとのKPIの考え方） ・SNS（LINE公式アカウント）での情報発信は、支部ごとに実施することから、全支部でKPIを設定する。 ③－1、③－2 （協会全体のKPIの考え方） ・健康保険委員は協会事業の推進に不可欠な存在であることから、被保険者のカバー率を54%以上とするとともに、委嘱事業所数も前年度以上とする。 （支部ごとのKPIの考え方） ③－1 ・支部ごとに前年度以上のKPIを設定し、協会事業計画のKPIを達成する。 ③－2 ・委嘱事業所数は全支部が前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。	①②広報企画室 中村、濱寄 TEL 03-6680-8399 ③業務第1G 藤岡 TEL 03-6680-8577

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

令和7年度 協会事業計画【KPI】	令和7年度 支部事業計画【KPI】	設定に当たっての考え方等	本部 問合せ先 担当者
人事制度の適正な運用 ※KPIの設定なし	人事制度の適正な運用 ※KPIの設定なし		
新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置 ※KPIの設定なし	新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置 ※KPIの設定なし		
更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ※KPIの設定なし	更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ※KPIの設定なし		
働き方改革の推進 ※KPIの設定なし	働き方改革の推進 ※KPIの設定なし		
風通しのよい組織づくり ※KPIの設定なし	風通しのよい組織づくり ※KPIの設定なし		
支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ※KPIの設定なし	支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ※KPIの設定なし		
内部統制の強化 ※KPIの設定なし	内部統制の強化 ※KPIの設定なし		
個人情報の保護の徹底 ※KPIの設定なし	個人情報の保護の徹底 ※KPIの設定なし		
法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ※KPIの設定なし	法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ※KPIの設定なし		
災害等の対応 ※KPIの設定なし	災害等の対応 ※KPIの設定なし		
費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする ※全支部一律に設定	（協会全体のKPIの考え方） ・直近の一者応札割合の推移は、令和5年度が9.9%、令和4年度が14.3%、令和3年度が12.6%となっている。 ・アクションプラン第4期からKPIに一者応札割合を設定し、幅広い業者への声掛けの徹底や公告期間の十分な確保などの取組が浸透してきており、低い割合を達成している。取組の重要性に鑑み、今後とも同程度の水準を維持させることを目標として15%と設定する。 （支部ごとのKPIの考え方） ・全支部を15%以下とすることで、協会全体のKPIを達成する。ただし、入札件数が6件以下の支部においては、1件でも一者応札案件が発生した時点で、15%を超えてしまうため、令和7年度の入札件数の見込み件数が6件以下の場合においては、一者応札件数が1件以内であればKPI達成をしたこととする。	契約G 片平、松浦 03-6680-8199
協会システムの安定運用 ※KPIの設定なし	協会システムの安定運用 ※KPIの設定なし		
制度改正等にかかる適切なシステム対応 ※KPIの設定なし	制度改正等にかかる適切なシステム対応 ※KPIの設定なし		
業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上 ※KPIの設定なし	業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上 ※KPIの設定なし		
中長期を見据えたシステム対応の実現 ※KPIの設定なし	中長期を見据えたシステム対応の実現 ※KPIの設定なし		

令和7年度 支部事業計画 KPI登録シート（※支部ごとに設定するもののみ）

	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上			特定保健指導の実施率及び質の向上		コラボヘルスの推進	ジェネリック医薬品の使用促進	広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進
KPI	生活習慣病予防健診実施率を〇〇.〇%以上とする（協会全体63.5%以上）	事業者健診データ取得率を〇〇.〇%以上とする（協会全体9.0%以上）	被扶養者の特定健診実施率を〇〇.〇%以上とする（協会全体31.6%以上）	被保険者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇%以上とする（協会全体24.3%以上）	被扶養者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇%以上とする（協会全体19.4%以上）	健康宣言事業所数を〇,〇〇〇事業所（※）以上とする（協会全体106,000事業所） （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で〇〇.〇%以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を〇〇.〇%以上とする（協会全体54%以上）
31 鳥取	65.0%	9.3%	28.2%	29.4%	16.4%	2,500事業所	対前年度末以上	72.3%